

○駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する事務処理要領

平成17年4月1日

駐 対 第 1 7 2 号

警 察 本 部 長

駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する事務処理要領の
制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の施行に伴い、駐車監視員資格者証
に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する規程（平成17年埼玉県公安委員会規程第7
号）第8条の規定に基づき、みだしの実施要領を別添のとおり制定し、平成17年4月1日から実
施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する規程（平成17年埼玉県公安委員会規程第7号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）及び認定の実施並びに駐車監視員資格者証交付等手続に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第2 講習

1 講習責任者の指定

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、講習の円滑かつ効率的な運用を図るため、所属の警部以上の階級にある警察官の中から講習責任者を指定するものとする。

2 講習責任者の任務

講習責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 講習計画の作成に関すること。
- (2) 講習の実施の管理に関すること。
- (3) 修了考査の合否の判定に関すること。
- (4) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

3 講師の選任

交通指導課長は、講習細目に応じて、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者を講師として所属の職員の中から選任するものとする。

4 講習補助員

講習における資料の配布、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他講習を補助させるため、交通指導課長は、講習補助員を置くことができる。

5 講習環境の整備

講習1クラスは、講習効果が上がるような適正な人数で編成し、人数が多いときは、会場規模、講習人員に応じて必要な視聴覚機材等を設置し、又は増設するほか、講習補助員を増員配置し、講習効果に大きな差がでないよう配意するものとする。

6 講習計画の作成等

講習責任者は、講習実施予定期日の1か月前までに、所要時間、講師の氏名、講習補助員

の人数、使用する教材、設置すべき視聴覚教材の種類・数等を示した講習計画を策定するものとする。この場合において、講習細目、講習時間の配分等は、駐車監視員資格者講習教授細目基準（別表1）によること。

7 講習の公示

交通指導課長は、講習を行おうとするときは、講習の期日の30日前までに次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 講習の期日及び場所
- (2) 受講手続に関する次の事項
 - ア 受講の申込み期限
 - イ 受講申込書の提出先及び提出方法
 - ウ 受講申込みに必要な書類等
 - エ 受講手数料の金額、納入時期及び納入方法
 - オ 受講に関する問い合わせ先

8 受講申込みの受付

警察署長（以下「署長」という。）は、講習の受講申込みがあったときは、次に掲げる手順により受け付けるものとする。

なお、講習の受講申込みの受付の日時は、埼玉県の日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）別記様式第8の3。以下「受講申込書」という。）の記載について形式的要件に不備がないか確認すること。
- (2) 形式的要件に不備があるときは、申込者に対し、相当の期間を定めて当該申込みの補正を求めること。
- (3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、交通指導課長に通報するとともに、受講申込書に受理年月日及び受講番号（交通指導課長が管理する駐車監視員資格者講習受講者表（様式第1号。以下「受講者表」という。）による番号）を記載し、申込者に対して、受講番号を記載した駐車監視員資格者講習受講票（様式第2号。以下「受講票」という。）を交付すること。

- (4) 受講票を交付したときは、受講申込書を速やかに交通指導課長を経て送付すること。この場合において、受講申込書の写しを作成し、警察署の控えとすること。

第3 修了考査

1 修了考査の実施

受講者の修了考査は、次により行うものとする。

- (1) 原則として講習のすべての課程に出席した者について実施すること。ただし、交通指導課長は、当該講習のおおむね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査の受検を認めることができる。
- (2) 2日間（14時間）の講習課程終了からおおむね1週間後に実施すること。
- (3) 出題の配分については、駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準（別表2）によることとし、配点は1問につき2点とすること。

2 修了考査実施上の留意事項

交通指導課長は、修了考査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 修了考査の問題は、講習責任者が保管し、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いに十分に注意すること。
- (2) 修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、裁断等の方法により処分するなど出題用紙の散逸防止を徹底すること。

3 合否の伝達

交通指導課長は、規程第4条に規定する基準により修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に判定結果を通知するとともに、合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付し、受講者表に必要事項を記載すること。

4 合格の取消し

交通指導課長は、不正な手段により合格した者がいるときは、その合格を取り消し、これを当該合格者に通知するとともに、修了証明書を交付しているときは、これを返納させ、受講者表に必要事項を記載するものとする。この場合において、当該合格者が、他の都道府県において当該修了証明書を以て駐車監視員資格者証の交付を申請し、又は既に交付を受けているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、当該合格者の住所、氏名、当該修了証明書の番号等必要事項を速やかに報告し、及び通報すること。

第4 認定

1 認定の実施の公表

交通指導課長は、認定の審査を行おうとするときは、前記第2の7に準じた方法により、その実施日時、場所等を公表するものとする。

2 認定申請の受付

署長は、認定の申請があったときは、次に掲げる手順により受け付けるものとする。

なお、認定申請の受付の日は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

(1) 認定申請書（細則別記様式第8の5）の記載について形式的要件に不備がないか確認すること。この場合において、認定申請書には、認定を受けることができる条件を満たしている旨の証明書を添付する必要があるので、併せて確認すること。

(2) 形式的要件に不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申込みの補正を求めること。

(3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、交通指導課長に通報するとともに認定申請書に受理年月日及び受検番号（交通指導課長が管理する駐車監視員資格者認定受検者表（様式第3号。以下「受検者表」という。）による番号）を記載し、申請者に対して、受検番号を記載した駐車監視員資格者認定考査受検票（様式第4号。以下「受検票」という。）を交付すること。

(4) 受検票を交付したときは、認定申請書を速やかに交通指導課長を経て送付すること。この場合において、認定申請書の写しを作成し、警察署の控えとすること。

3 認定審査の実施

交通指導課長は、前記2(4)により送付された認定申請書等を確認し、受検の資格があることを書類審査するとともに、前記第3の修了考査に準じて認定考査を行うものとする。

4 認定書の交付

前記第3の3及び4の規定は、認定考査について準用する。この場合において「修了考査」とあるのは「認定考査」と、「修了証明書」とあるのは「認定書」と、「受講者表」とあるのは「受検者表」と読み替えるものとする。

第5 修了証明書及び認定書の再交付申請

交通指導課長及び署長は、修了証明書又は認定書の交付を受けた者から当該修了証明書等を

忘失し、又は滅失したことにより再交付の申出を受けたときは、次に掲げる手続をとるものとする。

なお、修了証明書及び認定書の再交付申請の受付の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

- (1) 署長は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（細則別記様式第8の4。以下「再交付申請書」という。）の記載について形式的要件に不備がないか確認すること。
- (2) 申請に不備がないと認めるときは、再交付申請書に受理年月日及び受理番号を記載するとともに、申請者に対し再交付申請書の写しを交付すること。この場合において、受理番号は交通指導課長が管理する修了証明書（認定書）再交付受付表（様式第5号）による番号とする。
- (3) 受理した再交付申請書は、速やかに交通指導課長を経て送付すること。この場合において、再交付申請書の写しを作成し、警察署の控えとすること。
- (4) 交通指導課長は、前記(3)により送付された再交付申請書の記載内容を確認し、相違ないと認めるときは、修了証明書又は認定書を作成し、署長に送付すること。
- (5) 署長は、前記(4)により送付された修了証明書又は認定書を当該申請者に交付し、その旨を交通指導課長を経て報告すること。
- (6) 交通指導課長は、修了証明書又は認定書を再交付したときは、受講者表又は受検者表に必要事項を追記すること。

第6 駐車監視員資格者証

1 交付申請の受付

署長は、駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、資格者証の交付申請の受付の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

- (1) 駐車監視員資格者証交付申請書（細則別記様式第8の6。以下「資格者証交付申請書」という。）の記載事項に不備がないこと、駐車監視員資格者証交付申請等に関する添付書類等一覧表（別表3。以下「添付書類等一覧表」という。）に記載された必要書類が添付されていることなど形式的要件について確認すること。この場合において、添付書類の記

載要領について照会を受けたときは、別紙1（診断書）及び別紙2（誓約書）を記載例として教示すること。

- (2) 形式的要件に不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること。
- (3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、資格者証交付申請書に受理年月日及び受理番号を記載して、申請者に対し当該資格者証交付申請書の写しを交付すること。この場合において、受理番号は、交通指導課長が管理する駐車監視員資格者証交付表（様式第6号）による番号とする。
- (4) 資格者証交付申請書の写しを作成し、警察署の控えとするとともに、資格者証交付申請書及び添付書類（以下「資格者証交付申請書等」という。）を、速やかに交通指導課長に送付すること。

2 資格者証交付の上申

資格者証交付申請書等の送付を受けた交通指導課長は、次により各種照会を行い、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第2号イからハまでに規定する要件の該当性について審査し、その結果を駐車監視員資格者証交付審査結果報告書（様式第7号）に取りまとめて、資格者証の交付に係る上申を行うものとする。

- (1) 身上照会については、本籍地の市区町村長に対し身上調査照会書（様式第8号）により行うこと。
- (2) 日本国籍を有する者の前科照会については、本籍地を管轄する地方検察庁に対し前科調査について（照会）（様式第9号）により行うこと。
- (3) 日本国籍を有しない者の前科照会については、東京地方検察庁に対し前科調査について（照会）により行うこと。

3 資格者証の交付等

交通指導課長は、前記2の上申の結果を得たときは、次により資格者証の交付等を行うものとする。

- (1) 申請者が、法第51条の13第1項第1号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、同項第2号イからハまでのいずれにも該当しないと認められたときは、資格者証を資格者証の申請を受理した署長を経て申請者に交付するものとする。この場合において、当該署長は、資格者証を交付した旨を交通指導課長に通報すること。

(2) 資格者証が交付された旨の通報を受けたときは、駐車監視員資格者証交付表に必要事項を記載すること。

(3) 申請者が、法第51条の13第1項第1号イ若しくはロのいずれにも該当せず、又は同項第2号イからハまでのいずれかに該当するため、資格者証の交付をしない処分が決定されたときは、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（規程様式第1号）により当該申請者に通知すること。

第7 資格者証の書換え交付又は再交付

1 申請の受付

署長は、資格者証の書換え又は再交付の申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、資格者証の書換え交付又は再交付申請の受付の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

(1) 駐車監視員資格者証書換え交付・再交付申請書（細則別記様式第8の7。以下「書換え交付・再交付申請書」という。）の記載事項に不備がないこと、添付書類一覧表に記載された必要書類が添付されていることなど形式的要件について確認（書換え交付の申請の場合は、当該書換えに係る資格者証の内容の確認を含む。）すること。

(2) 申請に不備がないと認めたときは、書換え交付・再交付申請書に受理年月日及び受理番号を記載するとともに、申請者に対し申請書の写しを交付すること。この場合において、受理番号は交通指導課長が管理する資格者証書換え交付（再交付）申請受付表（様式第10号）の番号による。

(3) 書換え交付・再交付申請書の写しを作成し、警察署の控えとするとともに、書換え交付・再交付申請書（書換え交付の場合は、当該書換えに係る事実を確認するに足りる資料及び資格者証を含む。以下「書換え交付・再交付申請書等」という。）を交通指導課長に送付すること。

2 資格者証の書換え交付及び再交付

交通指導課長は、送付された書換え交付・再交付申請書等を確認し、次により資格者証を交付すること。

(1) 書換えの事実に相違ないと認めたときは資格者証の書換えを行い、亡失又は滅失したと認めたときは資格者証を再作成し、当該申請を受理した署長を経て当該資格者証を申請者

に交付すること。この場合において、当該署長は、交付した旨を交通指導課長に通報すること。

なお、資格者証を再交付した場合は、署長は、申請者に対し亡失した資格者証を発見したときは速やかに返納するよう指導すること。

(2) 資格者証が交付された旨の通報を受けたときは、資格者証書換え交付（再交付）申請受付表に必要事項を記載するとともに、駐車監視員資格者証交付表にその旨を追記すること。この場合において、提出された書換え交付に係る資格者証は、確実に廃棄すること。

(3) 資格者証が返納された旨の通報を受けたときも、前記(2)と同様に取り扱うこと。

第8 資格者証の返納命令

1 報告

交通指導課長又は署長は、資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知したときは、必要な調査を実施し、法第51条の13第2項各号の規定による返納命令（以下「返納命令」という。）について意見を付した上、駐車監視員資格者証返納命令事案認知報告書（様式第11号）に疎明資料を添付して、速やかに（署長にあつては交通指導課長を経て）本部長に報告すること。

2 聴聞

(1) 返納命令に係る処分の聴聞については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）に規定するところにより行うものとする。

(2) 聴聞等に関する規則第3条の規定による主宰者は、交通部聴聞官又は交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指定する者をもって充てるものとする。

3 処分の執行

交通指導課長は、公安委員会が返納命令を決定したときは、当該資格者に対して駐車監視員資格者証返納命令書（規程様式第3号。以下「返納命令書」という。）を交付するものとする。この場合において、当該資格者証を提出させ保管すること。

4 警察庁及び他の都道府県に対する報告及び通報

交通指導課長は、資格者証の返納命令に係る処分を行ったときは、道路交通法第51条の13第2項の規定による返納命令について（報告・通報）（様式第12号）により、速やかに警察

庁及び他の都道府県警察に対し報告し、及び通報すること。

なお、他の都道府県警察から資格者証の返納命令に係る通報を受けたときは、法第51条の13第1項第2号ハに該当する場合があるので、当該通報に係る書類を2年間保存すること。

第9 手数料

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号）に定める駐車監視員資格者証交付申請、駐車監視員資格者講習、駐車監視員資格者認定申請、駐車監視員資格者証書換え及び駐車監視員資格者証再交付の手数料の納付については、駐車監視員資格者証関係手数料等納付書（様式第13号）により行うものとする。

実施日

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成18年5月29日駐対第605号）

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成19年9月19日交企第722号）

この通達は、平成19年9月19日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成24年7月6日務第1625号）

この通達は、平成24年7月9日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（令和元年12月13日交指第1820号）

この通達は、令和元年12月14日から実施する。

実施日（令和3年2月12日務第235号）

1 この通達は、令和3年2月12日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和4年1月25日務第209号）

この通達は、令和4年2月1日から実施する。

実施日（令和4年9月30日交指第976号）

この通達は、令和4年10月1日から実施する。

実施日（令和5年3月30日交総第331号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

別表1(第2関係)

駐車監視員資格者講習教授細目基準

【第一日目】

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
第 一 日	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1 時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。
		交通警察の基礎知識		これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2 時間	交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。
		駐車監視員制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2 時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。
		車両の基礎知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。 車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。
		交通規制の基礎知識		交通規制の意義、主体、方法、効力発生要件等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識(2)～前半	放置車両の意義	2 時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	小 計			7 時間

【第二日目】

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 二 日	放置車両の確認に必要な基礎知識（２）～後半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。
	放置車両確認時の留意事項	放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。		
	誤りやすい違反種別の認定要領	個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。		
	基本的な心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。
小 計			7時間	

【第三日目】（第二日目から一定期間後）

日	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 三 日	修了考査	筆記試験 （正誤式50問）	1時間	講習終了1週間後に修了考査を実施することにより、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高める。 （合格基準90％）
小 計			1時間	

講習時間合計 3日間（15時間）

別表 2 (第 3 関係)

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

講 習 項 目	講 習 細 目	出題基準
1 交通警察総説	駐車問題と交通警察	3
	交通警察の基礎知識	
2 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
	駐車監視員制度の概要	3
3 放置車両の確認に必要な基礎知識 (1)	道路の基礎知識	2
	車両の基礎知識	2
	交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識 (2)	放置車両の意義	3
	駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
	受傷事故防止	1
	放置車両確認時の留意事項	10
	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出 題 合 計		50

別表 3 (第 6 関係)

駐車監視員資格者証交付申請等に関する添付書類等一覧表

区分	申請書等 (法的根拠及び様式)	添付書類等
資格者証の交付申請	<p>駐車監視員資格者証交付申請書 (道路交通法施行細則第 6 条の 6 第 1 項に定める別記様式第 8 の 6)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 修了証明書又は認定書 2 住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条第 5 号に規定する戸籍の表示 (外国人にあっては、同法第 30 条の 45 に規定する国籍等) が記載されているものに限る。) 3 道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号ホに掲げる者に該当しない旨及び精神機能の障害に関する医師の診断書 (別紙 1) 4 誓約書 道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 (別紙 2) 5 写真 2 枚 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの
資格者証の書換え交付申請	<p>駐車監視員資格者証書換え交付申請書 (道路交通法施行細則第 6 条の 6 第 2 項に定める別記様式第 8 の 7)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐車監視員資格者証 2 写真 2 枚 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 3 書換えの事実を認定するに足りる資料
資格者証の再交付申請	<p>駐車監視員資格者証再交付申請書 (道路交通法施行細則第 6 条の 6 第 2 項に定める別記様式第 8 の 7)</p>	<p>写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)</p>

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の
中毒者に該当しない
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者に該当しないことが明らか
である

旨を診断します。

年 月 日

医療施設所在地

医 療 施 設 名

医 師

印

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

※受講番号

駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 受 講 票

ふりがな

氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	確認印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分までの間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分開始	
※ 場 所 (略 図)		

(注) ※印欄は、事務局で記載する。

※受検番号

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな
氏名 (男・女)
生年月日 年 月 日生

項目	日 時	確認印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分までの間	
※ 認定考査	年 月 日 時 分開始	
※ 場 所 (略 図)		

(注) ※印欄は、事務局で記載する。

様式第6号(第6関係)

駐車監視員資格者証交付表

受理番号	受理警察署	受理年月日	修了証明書(認定書) 交付年月日・番号	交付公安委員会	資格者証交付申請者		資格者証番号 (交付年月日)	特記事項
					ふりがな氏名・生年月日	住所 電話番号		
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	
		年 月 日	年 月 日 号		年 月 日生 (男・女)	電話	(年 月 日)	

(注) 特記事項欄には、交付しない決定に係る通知年月日、再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

交指第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

交通部交通指導課長

駐車監視員資格者証交付審査結果報告書

駐車監視員資格者証交付申請者の審査結果について、次のとおり報告します。

1	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本（国）籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
2	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本（国）籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
3	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本（国）籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
4	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本（国）籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			

5	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本(国)籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
6	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本(国)籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
7	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本(国)籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
8	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本(国)籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			
9	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	性別	1 男 2 女	
	住所					
	本(国)籍					
	交付・不交付	年 月 日交付	資格者証番号	第 号		
		不交付理由	1 法第51条の13第1項第1号のいずれにも該当しないため 2 法第51条の13第1項第2号()に該当するため			

公委(駐対)第 号
年 月 日

市区町村長 殿

埼玉県公安委員会 印

身上調査照会書

本(国)籍	
(ふりがな) 氏名	
生年月日等	年 月 日生 (男・女)

上記の者は、道路交通法第51条の13の規定による駐車監視員資格者証の交付に際し、同条の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別記事項を調査し該当欄に記入の上、回答願いたく照会します。


なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合は、調査をお願いします。また、転籍している場合は当該市区町村長に回送を、在籍していない場合はその旨を記載の上、回答をお願いします。

担当所属の 所在地及び 名称	〒		
担当者氏名	係	担当者	印
電話番号	内線		

身 上 調 査 照 会 回 答 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

市区町村長 

次の者に係る 年 月 日付け身上調査照会について、下記のとおり回答します。

※本（国）籍						
(ふりがな) ※氏名						
※生年月日等	年 月 日生 (男・女)					
上記のうち 訂正すべき 事項						
前科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 名 刑 期 金 額	恩赦、刑の 執行停 止の有無
	年 月 日	年 月 日				
破産	有 ・ 無					
備考	戸籍筆頭者					
※照会担当者名	係		市区町村取扱担当者			

(注) ※印欄は、照会担当者において記入します。

公委(交指)第 号
年 月 日

地方検察庁 殿

埼玉県公安委員会 印

前科調査について(照会)

本(国)籍	
氏名	
生年月日	年 月 日生
<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 年 月登録 No.	

上記の者は、道路交通法第51条の8に規定する登録に際し、同条の規定に基づき前科調査

の必要がありますので、回答願いたく照会します。

担当所属 の所在地 及び名称	〒
担当者氏 名	係
電話番号	内線

(注)1 道路交通法違反の前科について調査を要する場合は、その旨を付記すること。

2 写し1部を添付すること。

前科回答書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

上記の者の前科につき、下記のとおり回答します。

記

別紙前科調書()のとおり

前科不見当

(取扱者 印)

(注) 該当の□欄に、✓をつけること。

様式第11号（第8関係）

第 号 年 月 日	
埼玉県警察本部長 殿	
長	
駐車監視員資格者証返納命令事案認知報告書	
次の駐車監視員資格者証の交付を受けている者は、道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるので、報告する。	
資格者証の交付を受けている者	本（国）籍
	住 所
	電話番号
	ふりがな 氏 名
	生年月日
年 月 日生 （ 歳）	
性別	
資格者証番号	
第 号	
交付年月日 公安委員会	
年 月 日	
公安委員会	
該 当 条 文	
道路交通法第51条の13第2項第 号	
事 案 の 概 要	
返納命令の処分に係る意見	

事案を認知した経過	
添付資料	
その他参考事項	

(注) 疎明資料を添付すること。

交指第 号

年 月 日

警察庁交通局交通指導課長

警 視 庁 交 通 部 長 殿

各 道 府 県 警 察 本 部 長

埼玉県警察本部長

道路交通法第51条の13第2項の規定による返納命令について（報告・通報）

下記の者に対する駐車監視員資格者証については、道路交通法第51条の13第2項の規定により、その返納を命じたので報告・通報する。

記

（ふりがな）

1 氏 名

2 生年月日

3 住 所

4 資格者証番号

5 命令年月日

6 理 由

（担当者 交通部交通指導課 係 警電 ）

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

納付者住所（又は事務所所在地）

氏名（又は法人代表者名）

駐車監視員資格者証関係手数料納付書

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例第2条の規定により、次のとおり手数料を納付します。

記

金額	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---

ただし

（埼玉県収入証紙貼付欄）
